

法人会報



謹賀新年

さあ、今こそ! 一步踏み出す法人会。

社会をリードする存在へ。
税知識の普及、納税意識の向上に努め、
地域社会に貢献します。



杉山 美

詳しくはWEBへ [法人会](#) [検索](#)

目 次

会長あいさつ	1	青年部会だより	13
年頭のごあいさつ	2	女性部会だより	15
平成24年度 納税表彰式	4	各支部における神社・仏閣	18
税を考える週間行事	5	税務コーナー	20
第29回法人会全国大会(北海道大会)	6	新入会員紹介	30
平成25年度税制改正に関する提言(要約)	7	東海税理士会鈴鹿支部所属税理士名簿	32
支部だより	10	事務局だより・編集後記	



ご挨拶

社団法人 鈴鹿法人会

会長 岡田信春

謹んで新年のご挨拶を申しあげます。

旧年中は鈴鹿法人会の事業活動にご理解とご協力を賜り心から厚くお礼申し上げます。

昨年は山中教授がノーベル賞を受賞され、ロンドンオリンピックでの日本選手の大活躍に多くの方が感動し夢と希望を与えていただいた一方、円高や政治の混迷、外交関係など経済にとって大変厳しい状況が続きました。

国内では年末に政治が大きく動きました。被災地の早期復興と画期的とまではいかなくとも経済の立て直しに期待するところであります。

さて、鈴鹿法人会は、昨年の総会において新公益法人への移行承認を受け申請手続中であります、本年4月1日付で認可される予定であります。

法人会の活動は、民間における税の分野でのオピニオンリーダーを目指して様々な活動をしております。国家の将来を見据えた税の提言活動、税の啓発活動、将来を担う学童に対する租税教育活動などは、積極的に取り組む最重要活動です。同時に、地域に存在する確固たる組織体の責任として、地域に密着した社会貢献活動にも積極的に取り組んでいます。

昨年も、恒例行事となりました「親子税金クイズと映画会」「税に関する絵ハガキコンクール」「ジュニアバレーボール法人会長杯」「特別老人ホームへの寄せ植えと車椅子の贈呈」「研修旅行」等数多くの事業を実施してまいりました。

本年度は、青年部が主となって小学生を対象にした租税教室を新たに企画しました。税教育活動に積極的に取り組んで参りますので、より一層のご支援とご協力をよろしくお願ひいたします。

最後になりましたが、会員企業の皆様のますますのご繁栄とご健康をお祈り申し上げ、私の挨拶といたします。

社団法人鈴鹿法人会役員

会長	岡田信春	神戸支部長	印田毅
副会長	島高文雄	東部支部長	田中久司
ク	杉野文雄	玉垣支部長	吉澤茂光
ク	田中彩子	白子支部長	浅尾義重
ク	近藤博	平田支部長	下田徳重
ク	樋口勝幸	西部支部長	川北一隆夫
総務委員長	飯田隆典	鈴峰支部長	浜本隆弘
組織委員長	葛西徳昭	亀山支部長	島誠雄
税制委員長	坂口博文	青年部会長	安田克志
広報委員長	川喜田彰	女性部会長	日置尚代
研修委員長	森通人		
厚生委員長	大見武夫		



年頭のごあいさつ

名古屋国税局 課税第二部長
野々村 元 次

平成25年の年頭に当たり、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

鈴鹿法人会会員の皆様には、日頃から税務行政につきまして格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の我が国の経済情勢を振り返りますと、前半には東日本大震災の復興需要の顕在化などを背景とした企業の業況感に改善がみられたものの、後半には中国を中心とした海外経済の減速等の影響により、実質経済成長率が3四半期ぶりに減少に転ずるなど企業マインド悪化の兆しも見受けられました。

今後、海外経済の状況が改善するにつれ、景気回復へ向かうことが期待されますが、対外経済環境を巡る不確実性は高く、先行きは、依然、不透明な状況にあると言われています。

一方、経済以外の面に目を向けてみると、三重県出身で国民栄誉賞を受賞されたレスリングの吉田沙保里選手を始めとした日本人選手のロンドンオリンピックにおける活躍や、未来に大きな希望を与えるiPS細胞を研究されている京都大学の山中教授がノーベル医学生理学賞を受賞されるなど、私たちに大きな活力を与えてくれた明るい出来事もありました。

このような中で迎える新しい年が、会員企業の皆様にとって希望の多い充実した年となりますことを祈念いたしますとともに、貴法人会が引き続き魅力ある事業活動を展開されますことを御期待申し上げます。

ところで、私どもに課せられた使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現すること」であり、国民の皆様からの理解と信頼を得ることが重要であると考えております。

このため、第一に、納税者の皆様が申告・納税を「簡単・便利・スムーズ」に行っていただけるよう、サービスの充実に努めています。中でも「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」は、納税者の皆様にとって申告・納税の利便性の向上に寄与するものであるとともに、私どもにとって業務コストの効率化に資するものであることから、更なるe-Taxの普及及び定着に積極的に取り組んでいるところです。

貴法人会の会員の皆様におかれましては、御自身の利用はもとより、e-Taxの普及定着に向けた会を挙げての取組に、積極的に参画いただいており厚く御礼を申し上げます。

第二に、納税者の権利利益の保護を図りつつ、悪質な納税者に厳正な態度で臨むなど、適正な調査・徵収に努めています。

なお、本年1月からは、調査手続の透明性と納税者の予見可能性を高めるなどの観点から、国税通則法に定められた税務調査手続に基づき調査を実施するとともに、全ての不利益処分及び申請に対する拒否処分について理由附記を行うこととなりました。私どもは、この法改正の趣旨・内容をきちんと踏まえ、適正かつ円滑な執行に取り組んでいく所存でございます。

誠実な納税者の団体である法人会の皆様方には、税務行政のよき理解者として引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、鈴鹿法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を祈念いたしまして、年頭のごあいさつといたします。



年頭のごあいさつ

鈴鹿税務署長

中 西 和 明

新年明けましておめでとうございます。

平成25年の年頭に当たり、社団法人鈴鹿法人会会員の皆様に、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。皆様方には、日ごろから税務行政に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと社団法人鈴鹿法人会は、常に会員企業のニーズに応じた研修会や講演会を企画・開催されたほか、恒例となりました「親子税金クイズ」や「小学生の絵はがきコンクール」に代表される社会貢献事業を積極的に実施され、次世代を担う若い世代に税の意義・役割を正しく理解していただく租税教育にも力を注がれるなど、意義ある事業活動を展開していただきました。

これもひとえに、役員をはじめ会員の皆様方の会活動に対する並々ならぬ熱意とご努力の賜物であり、深く敬意を表するとともに、今後とも、より一層の会員の輪を広げられ、魅力ある事業活動を通じまして、会員企業と地域社会の発展に貢献されますことをご期待申し上げます。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、少子・高齢化の急速な進展や経済取引のグローバル化やIT化に伴う社会構造の変化という大きな流れの中、課税・徴収事案の複雑・困難化が加速し大変厳しい状況にあります。その一方で更なる行政の透明性や効率化が求められています。

このような状況の変化に的確に対応しつつ、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」という国税組織に与えられた使命を着実に果たすためには、国民の皆様から理解と信頼を得ることが重要であると考えています。

そのために、納税者の皆様が自ら正しい申告と納税を行なえるよう必要な税務情報や法令などに関する情報提供を充実させるとともに、e-Tax（国税電子申告・納税システム）をはじめとするITを活用した「納税環境の整備」にも努めています。

また、適正・公平な税務行政を推進する観点から、納税コンプライアンスの維持向上を図りつつ、厳正な調査・徴収にも取り組んでいます。

中でも、e-Taxにつきましては、より多くの方々にご利用いただくため、利用拡大に重点を置き取り組んでまいりました。今後は更なるサービスの品質向上にも重点を置いて、一層の普及定着に向けて取り組んでいくこととしています。

間もなく平成24年分所得税の確定申告の時期を迎ますが、確定申告書は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して24時間いつでも作成することができ、作成した申告書をe-Taxにより送信することができます。確定申告の必要な方は、e-Taxのご利用をお願いするとともに、ご家族の方、従業員の皆様へのe-Tax利用のPRをお願いしたいと思います。

ところで、新公益法人制度につきましては、様々な検討を進められ公益社団への申請が完了したと伺っております。新制度の下においても、法人会と税務署とのこれまでの信頼・協力関係は変わるものではなく、法人会活動が充実したものとなるよう、引き続き連携・協調を図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

最後になりますが、新しい年の社団法人鈴鹿法人会の更なるご発展と、会員の皆様のご健勝並びに事業のますますのご繁栄を心より祈念いたしまして、年頭のごあいさつといたします。

平成24年度 納税表彰式

名古屋国税局長表彰

平成24年11月1日(木) KKRホテル名古屋



(医)誠仁会
(社)鈴鹿法人会
副会長
田中彩子 殿

去る平成24年11月1日(木)、多年にわたる申告納税制度の普及発展の功績に対し、KKRホテル名古屋において、名古屋国税局長表彰を受賞されました。

平成24年11月13日(火) 鈴鹿平安閣

鈴鹿税務署長表彰



安田建設(株)
(社)鈴鹿法人会
青年部会 会長
安田克志 殿

鈴鹿税務推進協議会長表彰



(株)坂口製作所
(社)鈴鹿法人会
女性部会税制研修委員長
坂口智子 殿



丸松運送(有)
(社)鈴鹿法人会
女性部会東部支部長
杉浦京子 殿



平成24年11月13日(火) 於 鈴鹿平安閣

平成24年度 「税を考える週間」行事

鈴鹿法人会は、本年も「税を考える週間」行事として、10月21日(日)鈴鹿市民会館において親子税金クイズと映画鑑賞会。11月11日(日)イオンモール鈴鹿ベルシティ中央コートにおいて税に関する絵ハガキコンクールの展示と表彰式を行いました。

この事業は鈴鹿市と亀山市の小学生を対象に租税教育の一環として開催されておりますが、例年多数の応募があり税に対する関心は一段と高まっております。

親子税金クイズと映画鑑賞会では、今年も1300名の来場者で大いに盛り上りました。

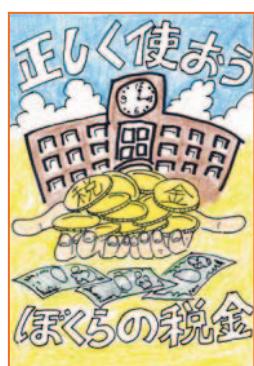
親子税金クイズと映画鑑賞会



税に関する 「絵ハガキコンクール」 の展示と表彰式



鈴鹿税務署長賞
亀山市立川崎小学校
3年 辻 大陽



4年 吉田 凌



4年 島 亜美
鈴鹿市立旭が丘小学校

鈴鹿税務連絡協議会長賞
鈴鹿市立亀山東小学校



3年 水上 純葉
亀山市立井田川小学校



4年 関戸 智也
亀山市立亀山東小学校

社団法人鈴鹿法人会女性部会長賞
鈴鹿法人会女性部会長賞

第29回法人会全国大会（北海道大会）

全法連主催による第29回「法人会全国大会」北海道大会が税制改正要望大会を兼ね10月11日、釧路市民文化会館で盛大に開催されました。鈴鹿法人会は岡田会長、はじめ3名が出席しました。

大会は午後2時30分から第一部として慶應義塾大学法学部教授片山善博氏による「地方の再生と日本の将来」と題した記念講演が行われました。

第二部の大会式典では、古谷国税庁長官、高橋北海道知事、蛇名釧路市長も出席され祝辞を述べられました。



平成25年度税制改正に関するスローガン

- | | |
|-------------|--|
| (総 論) | ○待ったなし。国・地方とも 聖域なき行財政改革の断行を!
活力ある経済社会の実現を目指し、抜本的な税制改革を! |
| (震 災 復 興) | ○予算の迅速な執行など、万全な体制により被災地の早期復興を! |
| (所 得 税) | ○所得税は広く薄く負担を求め、努力した人が報われる税制の構築を! |
| (法 人 税) | ○わが国企業の国際競争力確保のためにも、さらなる法人税率の引き下げを! |
| (事業承継税制) | ○地域の活性化・雇用確保に資するためにも、欧米並みの本格的な事業承継税制を! |
| (消 費 税) | ○増税だけに頼るのでなく、徹底した歳出削減の実施を! |
| (地 方 税 関 係) | ○地方分権の推進のため、三位一体改革の更なる徹底を! |
| (そ の 他) | ○年金・医療・介護制度について改革を断行し、持続可能な社会保障制度の確立を! |

大 会 宣 言

われわれ法人会は、半世紀を超える歴史を通じ、「健全な納税者の団体」として、税の活動を中心に広く社会への貢献活動を展開してきた。

その歴史、実績の上に、われわれは、新公益法人制度においても公益法人への移行に取り組み、租税教育など税の啓発活動を積極的に展開し、公益性と透明性を高め、広く国民から受け入れられる法人会を目指すことをここに誓うものである。

昨年発生した東日本大震災から1年半あまりの月日が経った。被災地の復旧・復興は進んでいるが、一部では未だに困難な状況が続いている。

法人会では、被災地に対する支援を積極的に行ってきましたのであり、政府においても被災地・被害者に対する迅速な予算執行と適切な支援の継続を要望するものである。

今、日本経済は、原発事故による電力安定供給への不安や長引くデフレなどにより、依然として厳しい局面にある。その再生に向けては、企業が将来に渡って活力を維持するための税制措置が必要である。特に地域経済を担う中小企業の活性化に資するため、法人税率の軽減、事業承継税制の拡充を強く求める。また、消費税の税率引き上げに当たっては、歳出の見直しとともに、景気に十分配慮するほか、中小企業が適正に価格転嫁できるよう実効ある措置を求めるものである。

創設以来、税知識の普及を中心に活動してきた法人会は、ここに全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

平成24年10月11日

全国法人会総連合全国大会

平成25年度税制改正に関する提言(要約)

《基本的な課題》

I. 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

1. 社会保障制度に対する基本的考え方

- わが国の社会保障制度は先進国の中では「中福祉」に位置し、国民負担は米国に次ぐ「低負担」である。この「給付」と「負担」のバランスが求められているが、今回の消費税率引き上げにより「負担」面で一定の改善がなされる。
- しかし、今後の社会保障給付は年金だけでなく、医療、介護分野でより急速に増大することが見込まれており、その抑制が重要になってくる。そのためには過剰なばらまき的給付を排し、「給付の重点化・効率化」を徹底するしかない。
- 積み残された社会保障分野の諸課題については、社会保障制度改革国民会議で議論することとなってい る。同会議においては透明性の確保と 국민にわかりやすい議論が求められる。
 - (1) 今後の社会保障改革で最も重要なのは、給付の重点化・効率化である。
 - (2) 年金については抜本的な施策の検討が必要である。
 - (3) 給付の急増が見込まれる医療分野については、診療報酬体系の抜本改革や高齢者の適正な窓口負担などが必要。また、薬価では後発医薬品（ジェネリック）の使用促進をはかるべき。
 - (4) 医療は成長分野としても位置付けられており、大胆な規制改革を行い着実に成長に結びつける必要がある。
 - (5) 介護保険は真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、自立を促す給付のあり方に見直すべき。
 - (6) 生活保護者給付は不正受給の防止や給付水準のあり方など、制度の見直しと適正な運用が不可欠である。
 - (7) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度にすることが求められる。

2. 消費税引き上げに伴う対応措置

- 消費税の税率引き上げ時期が決まったものの、引き上げ実施に伴う円滑化対策やいわゆる逆進性対策について、多くが今後の議論に委ねられており、政府には用意周到で緻密な対策が求められる。
 - (1) 税率を引き上げる際には景気への配慮が必要である。
 - (2) 價格決定のプロセスにおいて立場の弱い中小企業が適正に價格転嫁できるよう、その実効を担保する確実な措置を講じるよう求める。
 - (3) 当面（税率10%程度までは）は単一税率が望ましく、インボイスの導入も不要である。
 - (4) 政府は低所得者対策として「複数税率」「給付付き税額控除」の導入を検討し、その導入が実現するまでの間は「簡素な給付措置」を実施するとしているが、給付の対象や方法を十分に考慮し、ばらまき政策とならないよう強く求める。

3. 財政健全化に向けて

- 消費税の引き上げが決まったことで、わが国は財政の健全化と持続可能な社会保障制度の両立に向け一歩踏み出したといえる。しかし、これによって財政健全化目標が着実に達成されるわけではない。国と地方の長期債務残高は消費税を10%に引き上げてもさらに増加していくことが見込まれる。
- それにもかかわらず、来年度予算編成では公共事業を中心に与野党から歳出圧力が高まっており憂慮さ

れる。改めて聖域なき歳出削減の徹底を求めるとともに、各歳出分野別の削減目標を定めて達成までの道筋と工程表を明示することが必要である。

4. 行政改革の徹底

- 社会保障の安定財源を確保するためとはいえ、消費税の引き上げが国民に痛みを求める措置であることには変わりはない。地方を含めた政府、さらに立法府はそのことを深く認識し、「まず隗より始めよ」の精神により自ら身を削る行政・議会の改革が何より重要である。

5. 今後の税制改革のあり方

- わが国の税制は先の抜本改革から20年以上が経過したが、その間に少子高齢化や人口減少社会、グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化が急進展した。
- 社会保障と税の一体改革で消費税の引き上げが決まり、そうした問題に一定の対応は可能となろうが、所得、資産を含めた改革はこれからである。
- その際には国際間の経済取引の増大や多様化の観点、諸外国の租税政策等との国際的整合性、成長と雇用を創出するという視点等を踏まえることが求められる。そうした中、法人税率のさらなる引き下げ、所得税、相続税の見直しなども重要な課題である。

6. 共通番号制度の導入について

- 今後、個人情報保護の徹底や国民への周知を図り、積極的な活用に向けて取り組んでいく必要がある。
 - (1) 制度の創設、維持にかかるコストの明確化
 - (2) 税務情報などプライバシー保護のための適切な法整備
 - (3) 税務面と社会保障分野への活用により、納税者の利便向上や社会保障給付の適正につなげる。

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人税率の引き下げ

- 法人実効税率は平成23年度税制改正により5%引き下げられ一歩前進したが、アジア・欧州各国との税率格差は依然として大きい。
- こうした状況が続けば、国内企業の海外移転が促進され、雇用への悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。こうした観点から、法人の税負担は地方税を含めて大幅に軽減すべきである。
 - (1) 法人実効税率30%以下の早期実現
 - (2) 中小企業の軽減税率の15%本則化と適用所得金額の引き上げ

2. 事業承継税制の拡充

- わが国企業の大多数を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなることは、日本経済に大きな損失を与えるものである。
- 平成21年度税制改正で創設された相続税、贈与税の納税猶予制度は、その適用要件が厳しく設定され、積極的な利用が困難との声が多い。
- 社会保障と税の一体改革関連法ではその見直しが盛り込まれたが、見直しの際には、中小企業の円滑な事業承継を図る観点から、中小企業の実情、実態に即した税制の構築が必要である。
 - (1) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
 - (2) 親族外承継に対する措置の創設
 - (3) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

3. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は本則化を求める

(2) 交際費課税の見直し

- ①損金不算入割合10%の撤廃
- ②資本金規模に関わらず一定の損金算入を認める
- ③社会通念上、相当な慶弔費（1件当たり1万円程度）については、交際費の対象から除外する。

(3) 役員給与の損金算入の拡充

- ①役員給与は原則損金算入
- ②同族会社も利益連動給与の損金算入を認める

III. 国と地方のあり方

○国と地方は行政を担う「車の両輪」であり、一方だけに負担を偏らせることがあってはならない。国の財政が地方よりさらに悪化している現状を考えれば、いかに地方が国依存から脱却し、自立・自助の体质をつくりあげるかが重要である。

- (1) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべき
- (2) 事業仕分けの手法を地方においても広く導入すべき
- (3) 手当などを含めた地方公務員の人事費は依然として高く、適正水準への是正が必要である
- (4) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべき
- (5) 行政委員会の委員は月1～3回の非常勤にもかかわらず、多くの自治体で多額の月額報酬を得ている。日当制導入などが検討課題となろう。
- (6) 地方の自立・自助を推進する観点から、地方交付税を中心とした三位一体改革をさらに進めると同時に、適正な課税自主権を発揮すべき。

IV. 震災復興

○被災地の復旧・復興については、一定の措置が講じられたものの、復興は遅々として進んでいない。予算を迅速に執行するとともに、被災地における企業の定着、他地域からの企業誘致の促進、雇用確保の観点などから、原発の対応を含めて、引き続き適切な支援措置を講じるよう求める。

V. その他

- | | | |
|--------------------------|-------------------|-------------------|
| <u>1. 環境問題に対する税制上の対応</u> | <u>2. 納税環境の整備</u> | <u>3. 租税教育の充実</u> |
|--------------------------|-------------------|-------------------|

鈴鹿法人会も提言活動を実施しました。

当法人会では11月14・26日、岡田会長・樋口副会長・坂口税制委員長・専務理事より下記の方に「税制改正に関する提言書」を持参し提言活動を行いました。

民主党 中川 正春 衆議院議員
民主党 芝 博一 参議院議員

鈴鹿市長 末松 則子 殿
亀山市長 櫻井 義之 殿
鈴鹿市議会議長 矢野 仁志 殿
亀山市議会議長 櫻井 清蔵 殿



支部だより

**神戸
支部**

平成24年11月12日(月)

研修旅行 リニア鉄道館と中日新聞社

リニア鉄道館の見どころは車両展示エリア、0系から300系までの新幹線について先頭車や食堂車、C57型蒸気機関車、わが国初期の電気機関車、昭和の終わりごろまでの特急車両などが展示されています。外観だけでなく、一部は車内まで入ることができます、わが国の鉄道史上重要な車両群の展示は素晴らしいものです。

中日新聞社では新聞ができるまでの見学やパソコンで「新聞づくり体験」も出来ました。



**玉垣
支部**

平成24年11月8日(木)

研修旅行 (株)TASAKI・須磨離宮バラ園



玉垣支部研修旅行は会員34名（男性9名、女性25名）が参加し、今回は神戸の（株）TASAKI様のバスツアーに申込み、バス1台をチャーターして須磨離宮バラ園観賞・（株）TASAKI神戸本店＆ショッピングとプレミアムランチコースへと玉垣を7:30に出発。

新名神～甲賀、土山～吹田～神戸へと向かいました。予定通り10:30にはTASAKI本社ビル神戸本店に到着。

1F展示ホールには真珠や豪華な宝石を散りばめた王冠やいろいろの作品を見学、又ジュエリーデモストレーションでは、女性会員の方が、モデルになりいろんなジュエリーを身に着けていただき、皆さんに披露され魅入っていました。

本店ショップは、これを機会にと女性会員の方は思い思いに、ショッピングを楽しんでいました。

昼食は、時代の面影を色濃く残し大正モダンの佇

まいを今尚誇った、岡崎財閥の邸宅を改装・増強工事を行った邸宅レストラン「ル・アン」にて、フランス料理のフルコースランチをいただきました。

午後は広い須磨離宮バラ園を散策、そして神戸南京町でショッピングをそれぞれにのんびりと楽しんできました。帰路では、高速にて自然渋滞、事故渋滞で1時間半ほど遅れましたが、会員の皆様との親睦も兼ね有意義な1日となりました。





平成24年10月24日(水)

研修旅行「日に新た館」



秋晴れのシーズントップの日、笑顔を乗せて滋賀県に出発。日に新た館の見学前に、旧道再興で最近頑張っている土山宿をチョッピリ散策。道草を食った為、日に新た館が短い見学に成了ったものの、実りある研修でした。

世界最大のマテハン・ロジスティックス総合展示場は、様々な生産と流通の現場を支えるシステム機器を150種類、400点の展示は驚かされました。専任のスタッフの案内もよく分かり、その道の人間でなくとも最先端の機器に見聞を大きく広めることができました。法人会友人にも見学の驚きを伝えました。

昼は、甲賀の魚松にて松茸暴れ食い。季節の王者松茸の香りに包まれ、幸せな90分でした。近江牛も柔らかくって良かった。

味と値段にうるさい関西方面の車と観光バスで駐車場はいっぱい、驚きです。家族の為に格安な松茸を土産に求めて来ましたが、チョッピリプレゼントも感謝です。

午後の伊賀上野は、祭りの真っ最中。歩行者天国に

助けられ、町並み散歩も樂々。芭蕉のふるさと、そして藤堂家の城下町。歩いていて印象に残る古いものが沢山あり改めて、又ゆっくり訪れて見たい街でした。

帰りの車内は、税の話題や、地域貢献の話題で賑々しく戻りました。日に新た館は、物流の意識がいっぱい教えられ、又腹いっぱいの研修の一日でした。(浅尾)



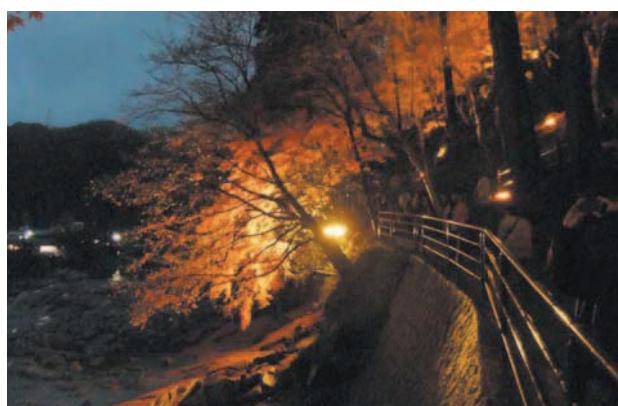
平成24年11月26日(月)

研修旅行 香嵐渓とアサヒビール名古屋工場見学

雨の中鈴鹿を昼過ぎに「夕方香嵐渓に着くまでに、雨がやむようにと祈りながら」出発しました。車中にてビデオ研修また公益社団法人への移行について、申請書を提出したこと、現状と今後の進め方、一般の人を対象にした行事をするなど、また未加入法人に対しての加入について、色々とお話を聞いていただきました。アサヒビールの工場を見学させてもらい、すぐに目に入った大きなタンクにびっくりしました。ビールの美味しさは「温度」「時間」に大変関係するそうです。「自然の恵みを明日へ」とグループとして環境問題に積極的に取り



組んでいます。試飲もさせていただき一路香嵐渓へと向かいました。雨のせいか道路は渋滞せずスイスイと進みました。なんと着いたら雨はやんでいました。ライトアップされ、紅葉などアカアカとし、とてもきれいでした。車も人もまた寒さも、思ったより少なく大変よかったです。安江にて美味しい食事をいただきました。バスにて得意な歌の披露カラオケもあり、楽しく有意義な研修旅行でした。雨が降ったおかげ、雨がやんだおかげ、平田支部皆さんのがけが良かったからだと思います。感謝致します。(向井なよ子)





平成24年11月2日(金)

合同研修旅行 浜岡原子力発電所

11月2日(金曜日)、中部電力鈴鹿営業所様のご協力により西部支部、鈴峰支部30名で浜岡原子力発電所研修旅行に行ってきました。

当日行き道中事故のため到着が遅れましたが無事に着き、浜岡原子力発電所の地震、津波対策の説明を聞き、実際に原子炉建屋に入り、中央制御室、原子炉を見て、最後に防波壁設備工事を見学してきました。

昼食後は、新東名浜松SAにより、竜ヶ岩洞の鍾乳洞を見てきました。

今回、浜岡原子力発電所を実際に見て、説明を受け各個人なりに今後のエネルギー（原子力）政策の判断になったと思います。（坂口英夫）



平成24年11月8日(木)

研修旅行 姫路城大天守閣修理見学と菊花展

11月8日、亀山支部は親会と女性部会合同で「天空の白鷺」姫路城大天守閣修理見学と菊花展に参加しました。

お天気にもめぐまれ、美しい紅葉を楽しみながら、車中での親睦も深まり和気あいあいの旅となりました。

姫路城は築城から約400年を経て、昭和の大修理から約半世紀が過ぎました。

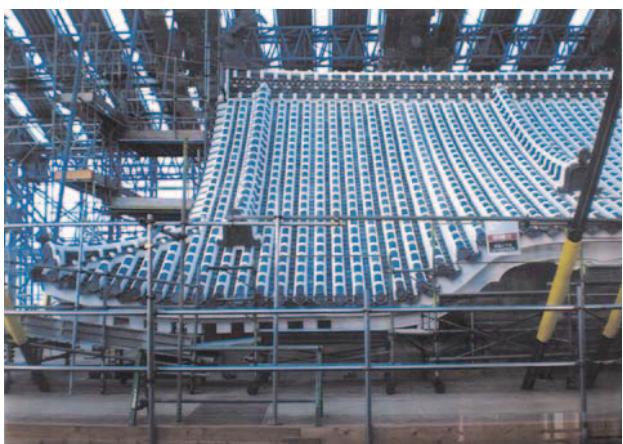
修理工事は、かけがえのない世界文化遺産・国宝を築城時そのままの美しい姿で、次の世代へ引き継ぐための大規模な工事です。

壁面や、瓦と瓦の間の目地は白鷺城と呼ばれる由縁の美しい漆喰に塗り直されます。

最上層の漆喰壁を間近に見学でき、その特徴、材料や産地、保存修理の作業状況などが復元模型で紹介されており、日本の伝統文化のすばらしさを実感いたしました。

又亀山支部女性部会においても亀山の歴史と伝統文化の承継を少しでもお伝えさせていただけたらとの思いで、「亀山葛葉太鼓」の練習を行っています。

世代を超えて交流の場を作り、ひとつの輪になっていくことを願っています。（森 尚子）



青年部会だより

● 親子バスツアー

昨年7月26日に、恒例事業となった第六回親子バスツアーを行いました。東邦ガス様のご協賛、鈴鹿市教育委員会のご後援を頂き、明生小学校を対象としてたくさんの親子にご参加頂きました。

東邦ガス様の工場及びガスエネルギー館を見学し移動のバス内では親子税金クイズで盛り上がりました。今回も税に関する啓蒙、親子のコミュニケーション、夏休みの思い出というとても意義のある時間を楽しみながらご

平成24年7月26日(木)

参加頂いた親子に
ご提供出来たと感
じています。

今後も更に内容
を充実させ、継続で
きればと思いました。



お手伝い頂いた青年部の皆様にこの場をお借りしてお
礼を申し上げます。(宮崎城治)

● 研修・親睦旅行

皆の普段の行いが良いせいか、天気は上々。毎回恒例となりました、バス内の定例会と上運営専務の進行でしっかり会議。会議の中では租税教育の時間を設けこの後視察研修を行うアサヒビール工場にちなんで、酒税法について勉強会を行いました。

酒税法にはお酒の定義や分類・税率など基本的な事項が定められています。酒税を円滑かつ確実に徴収するために納税義務者や製造免許・販売業免許の取り扱いについて定めています。

ちなみに酒税法上でいうお酒(酒類)とはアルコール分1%以上の飲み物(飲料)のことを指します。そんな事を学びながらのバスでの移動はあっと言う間でした。

いよいよ、今回の視察研修は「アサヒビール吹田工場」創業当初のお話から、現在の最新設備によるビ

ル製法までを学びました。

二日目の研修視察は「大阪企業家ミュージアム」へ日本大企業の企業家たちのチャレンジとイノベーションを学び、我々青年経済人が今後の日本社会・経済への発展のカギになる必要性を感じました。

帰路は順調予定どおりの時間に帰る事が出来ました。大変租税教育上有意義で又親睦もしっかりと深めることができました。又、お一人の一般参加者も今回の研修旅行にご参加頂き青年部への入会を決意して頂くことが出来ました。

(杉野大雄)



● 租税教室活動

法人会青年部会の「租税教育活動」の指針・スローガンである、税知識の普及と教育納税意識の高揚とを主たる目的として、租税教室が実施している租税教室に、青年部会員が参加することとなりました。

実施にあたり、講師を養成するための研修である租税教室講師養成研修が9月24日に開催され、当青年部から10名が受講しました。研修は、税務当局講師から講義の進行におけるアドバイスや、ビデオの活用、また実際の租税教室の様子を収めたビデオを観賞しました。

平成24年9月24日(月)

租税教室の内容は、よく理解できました。

当青年部にとって、初年度である本年度は、白子小学校、稻生小学校、箕田小学校、清和小学校の4校を当青年部が担当し、1月から2月にかけて実施する予定です。
(寺川浩二)



● 利き酒会

平成24年9月25日、新鈴鹿税務署長中西和明様と法人課税第一部門統括国税調査官松本慎次様をお招きして、利き酒会を開催しました。

平成24年9月25日(火)

今回の利き酒は日本酒。みなさんお馴染みの鈴鹿川等を醸造している清水醸造株式会社清水社長にお越しいただきました。明治二年に創業し現在では鈴

鹿唯一の蔵元として、伝統を引き継ぎながら、新しいものにも積極的に取り組んでいるとの話をいただきながら利き酒会はスタートしました。

私事ですが、普段飲み慣れていない日本酒なので少し構えて参加しましたが、いざ飲み比べてみると、フルーティーなものから辛口のものまでたくさんの種類があり、日本酒のイメージが変わりました。少し大人の仲間入りです。署長も日本酒がお好きらしくてクイズ

等にも積極的に参加していただき、青年部会員ともかなりの交流が図れました。
(濱本 靖)



● 県連青連協第26回情報交換会開催

平成24年9月27日(木)

桑名ホテル「花水木」に於いて第26回情報交換会が開催されました。ご来賓として鈴鹿法人会本会より近藤副会長にご出席を頂き、青年部会から8名出席頂きました。

桑名法人会の活動報告があり、次に立川法人会より租税教室のベストプラクティス「立川モデル」構築への挑戦と題しご講演を頂き、今後鈴鹿法人会でも取り組む租税教育活動の進め方などの方面で大変参考にすることが出来る内容がありました。

その後で行われた三重県8単位会から代表1名が登壇し、約40分租税活動についてパネルディスカ

ッションも行われ、我が鈴鹿法人会青年部も今後の租税教育取り組み方法についてより一層の協議とりハーサルを行なって活動していくかなければならないと感じる事が出来る情報交換会でした。

(杉野大雄)



● 全国青年の集い「宮崎大会」

第26回 法人会全国青年の集い 宮崎大会への参加

参加者：(社)鈴鹿法人会 青年部 部会長 安田克志
運営専務：村上道哉 直前部会長：渡辺孝明

副部会長：寺川浩二

組織増強副委員長：伊藤 潤

広報委員長：濱本 靖 以上6名

本年度は、宮崎県は宮崎市へ“全国青年の集い”へ行ってまいりました。

年末に差し掛かり会員の皆様もとても忙しい最中で参加メンバーも当初のメンバーから数日前に参加会員が変更になったりと慌しい中での参加となりましたが、それでも今回初めて地方で開催される全国大会に参加して頂くメンバーもあり、昨年の三重で開催されました全国大会の主催者側としての参加とは違った、招かれる立場での参加が体験できて良かったです。私自身も今回はゆっくりと全国の部会長の方々と地方の経済状況や今後の企業・法人会のあり方などの意見交換が出来て有意義な時間を過ごさせて頂けました。また毎年、全国大会に出席させて頂く度に感じることですが、ここ宮崎でも夜の市街ではかなり人の多さを感じました。宮崎市は人口約40万人、三重で言うと津、四日市より10万人多いくらいの都市ですが、繁華街の人の多さは、全国大会の影響もあってか、ここ宮

崎でも、はるかに多く感じました。今だ先の見えない経済不況の中ではあるものの、若いメンバーは、この人の多さを感じる中、“素晴らしい笑顔と行動力”を私に見せてくれ、僕自身、楽しい2晩を一緒に過ごさせて頂けました。やはり酒を酌み交わしながらの意見交換は、青年経済人としては、未来への“頑張る力”になりますね。

部会長としての最後の“全国青年の集い”私にとつて思い出に残るものとなりました。参加頂いた会員はもちろん、参加頂けなかった会員も、近い将来、鈴鹿の部会長として参加を頂き、全国の部会長との意見交換やまた地方都市の活気などを味わって頂くことで、少しでも自身の企業にご反映頂けたら嬉しく思います。

ちなみに来年は、広島です。私は一度も行ったことがありません。ぜひ連れて行ってください。最後になりましたが参加頂いた会員の皆様、誠に有難うございました。

(P.S) 自身、若いメンバーに悪い見本を見せるのは一苦労です。
(安田克志)



女性部会だより

● 夏休み親子映画会

8月25日(土)亀山市文化会館にて、第五回親子映画会が開催されました。8月最後の土曜日ということもあり、たくさんの方が参加して頂き、会場は満席となりました。

第一部は「カンフーパンダ2」の上映、第二部は税金クイズの正解発表がありました。

税金は、道路や学校などの公共施設を作る以外にも、教育費や福祉事業などにも使われていて、国民の安全を守り、豊かで安心して暮らせる社会を築いていくためには欠かせない大切なものです。これを、クイズを通じて子ども達にもわかりやすく伝えることが出来たと思います。今回は、ロビーに用意された「一億円を実際に持ち上げてみる体験コーナー」を設置しました。子ども達が次々と約10kgもある一億円の模型を持ち上げて、重

平成24年8月25日(土)

さを体験し、にぎやかな笑い声をたくさん聞くことができました。来年も、皆様と一緒に楽しい時間を過ごせたら、うれしいです。(清水啓子)



● 鈴鹿ジュニアバレーボール大会

10月20日(土)、第6回鈴鹿ジュニアバレーボール法人会長杯が西部体育館、椿小学校体育館、環境センター体育館に於いて開催されました。

早朝より参加の選手達は節度ある元気な声で挨拶をされ、とてもすがすがしい雰囲気の中、岡田会長、日置部会長と挨拶が始まり、試合がスタートされました。

今大会は、鈴鹿亀山地区より20チームが参加され熱き接戦となりましたが見事、河曲ジュニアバレーボールクラブが優勝、国府ジュニアバレーボールクラブが準優勝を勝ち取りました。どのチームもよく頑張り一体となって戦う中、自分の守るべきポジションはきっちり守る、その素直な子供達の姿にとても感動しました。真摯に自分の仕事を受け止め邁進する姿は大人社会にとても大切です。幼い小学生の子供達がスポーツを通して、これらを学ぶ事はとても意義があり又、それを少しでも応援できる私

平成24年10月20日(土)

達女性部はとても幸せです。

今後も幅広い社会貢献活動を目指す中、青少年育成のための活動に力を入れて行きたいと思っています。(吉澤時子)



● 第25回県連・情報交換会

三重県下8部会約200名の参加を得て、女性部会連絡協議会の情報交換会が開催されました。日置部会長の司会により、大会式典がスムーズに進み、まず、桑名会の発表がありました。「租税教室にかける私達の思い」というテーマで、皆さんの熱い思いが伝わる素晴らしいご報告でした。

続いて講演会です。講師は、中川運河キャナルアート実行委員長、インテリアデザイナーの服部充代さんです。演題は「日々、感じながら生きる」～「感性」を育むことを大切に～と、今を生きる女性にはぴったりのお話。中川運河に行ってみたいとの思いに誘われた方も多くいらしたと感じました。

桑名・花水木 平成24年10月29日(月)

今後の法人会の女性部会のあり方についてしっかり考える機会がもてて良い一日でした。



● 絵はがきコンクール表彰式

11月11日の午後1時より、旧ベルシティーセンターコートにおいて税に関する絵はがきコンクールの表彰式が挙行されました。

応募総数637件作品のうち16作品が入賞・表彰されました。表彰式では法人会長賞・鈴鹿税務署長賞・法人会女性部会長賞が表彰され、子供達に賞状が手渡され、記念写真を撮りました。

子供達の発想や表現方法はとても素直で夢があり、素敵な作品ばかりでした。来年もどんな作品が応募されてくるのか楽しみです。(岸本ひとみ)

平成24年11月11日(日) イオンモール
鈴鹿ベルシティー



● 寄せ植え講習会

12月4日(火)鈴鹿市文化会館にて、女性部会お正月寄せ植え講習会が、開催されました。副部会長石井朋子さん(プランタン・さかきや)に、講師をお願いし、今年も総勢42名と沢山参加して頂きました。

3階の美術工芸室には、鉢・土・肥料・花等準備され、石井先生の説明を受け作業開始。植木鉢に葉牡丹各種(白・黄・紫・紅色)チリチリ、1本立・P1・W1寄せ、又、ビオラ(ピンク・濃紫色)や、バコバ(白色)等も加えて配色よく高低差をつけ、土を足して自分の感性で、自分流に植え込み……どうにか完成!

お正月にふさわしい、めでたい華やかな一鉢に仕上が

りました。自宅の玄関に飾って頂ければ、お客様の目に止まる事でしょう~。

その後、特別養護老人ホーム(10施設)に、贈呈する寄せ植えを、皆さんと協力して作成し、後片付け・掃除も手伝いあい終了しました。

久々に会員の方達が集まり、各々話しあはずみ、自然の土や、草花にふれ、気持も癒され、楽しい一時になりました。エプロン姿の、家庭的な雰囲気に暖かみを感じた、有意義な講習会となりました。(河田艶子)

平成24年12月4日(火)



● 理事会

12月14日(金)に鈴鹿法人会女性部会理事会が鈴鹿サーキットのS-PLAZAにて開催されました。

開会の言葉、ご来賓の紹介のあとに、日置部会長のご挨拶がありました。その後、石井副部会長より、この1年の活動内容を配布された写真を見ながら、ひとつひとつ丁寧に報告していただきました。そして次に中西鈴鹿税務署長の「税 いろいろ」というテーマで講演会がありました。講演会と言っても堅苦しいものではなく税務署内での隠語や体験談そして、ハンガリーの「ポテチ税」や中国の「月餅税」など幅広い税に関するお話をてい

平成24年12月14日(金)

ただきました。語り口もやわらかで、笑いもあり、本当に楽しい講演会でした。署長の講演会の目的である、税務署との距離が更に縮まった気がしました。その後、全員で記念撮影をして、無事、理事会を終える事ができました。

引き続き、懇親会が開催されました。正副部会長の方々がサンタ姿で、いろいろな趣向をこらしたイベントを進行していただきました。特にクイズ合戦の『酉』のつく漢字については、テーブル内のみんなで頭を悩めました。最後は一本締めでしめくくり、来年4月の公益法人化にむけて、一致団結した有意義な1日でした。(上林千明)



●特別養護老人ホーム訪問寄せ植え&車いす贈呈 平成24年12月4日(火)

12月4日、鈴鹿、亀山両市内の特別養護老人ホーム10施設に手作りの「寄せ植え」一鉢と車いす1台をそれぞれ贈呈させていただきました。女性部が地域社会貢献活動の一環として8年前より、毎年順番に、実施させていただいている。

私達は、亀山市関町坂下の「華旺寿」を訪問し、数種のボタンやビオラ他を寄せ植えした鉢と車いすを中田施設長様に手渡した時、お喜びと出来のよさを褒めていただき、手作りした1人として、私も嬉しく声高に説明し恥ずかしい…… 又、ディサービスに来てみえる人達が楽しそうに語らってみえました。お元気で、花を見ながら年末年始を楽しく過ごしていただければ、幸いに思います。(黒川まち子)

恒例になりました年末の社会貢献の一環として、手縫いの雑巾を作り、特別養護老人施設へお正月用鉢植えと、車椅子と一緒に届けさせていただきました。

(森 尚子)



華旺寿



安全の里



伊勢マリンホーム



ルーエハイム



かなしうず園



鈴鹿グリーンホーム



くすのき園



聖十字の家



亀寿苑



ひまわり苑

第19回

“各支部における神社・仏閣”



神戸支部 **りょうこうじ** 龍光寺 (神戸町)

三重県鈴鹿市神戸2-20-8

沿革

室町時代、応永29年（1433年）11月29日の深夜、伊勢湾の方より奇異なる靈光が飛び來り当山の旧跡地西条の沢山に至って消えること15日間に及んだ。ときの神戸城主は神戸家二代実重で、伊勢国司北畠満雅が称光天皇に奉上し帝これを占わしめると、東海龍王の瑞光であるから此地へ禪寺を建立して國家安泰を祈るべしとのことであった。天皇は満雅を開基とし、神戸実重を普請奉行として天澤山龍光寺を創建した。

かんべの寝釈迦

『二月十五日に涅槃に入られたお釈迦さまを偲び、
家内安全・長寿を祈るおまつり』



涅槃会は毎年3月に行われ、この日だけは京都東福寺（当山の大本山）の画僧兆殿司（吉山明兆）が描いたといわれる日本三幅の一つの大涅槃図がご開帳され、家内安全を願う参拝者が多く訪れる。

この16畳敷もある大涅槃図には、魔物扱いされ涅槃図の53種の動物の中に描くことがなかった猫が掻き破って描かれており、当時大変話題となつたことから当山の涅槃会が有名になつたらしい。

ご開帳は往時より、この地方ではこの頃荒れる天候を「釈迦荒れ」「かんべの釈迦の荒れじまい」などといわれ、ご開帳は3月の三日間のみで県内外から善男善女が参拝し、伊勢地方では最も賑う縁日の一つである。

この日、本堂では涅槃図絵解法話や参拝者の先祖供養、庫裡では寺宝展、当山風精進料理出斎や文化財書院坐忘亭では珠光流呈茶などが催される。境内の伊勢豊川稻荷では終日厄除け祈祷を受け参道には名物植木市・骨董市をはじめ200軒余の露店が軒を並べ神戸の街は雑踏をきわめる。



平成24年分の確定申告のお知らせ

国 稅

鈴鹿税務署

平成24年分の所得税等の確定申告の時期が間もなくやってきます。

申告書は、自分で作成して、国税電子申告・納税システム(e-Tax)又は郵送等で提出してください。

1 申告と納税の期限

- (1) 所得税・贈与税 平成25年3月15日(金)
- (2) 消費税及び地方消費税 平成25年4月1日(月)

※所得税・消費税及び地方消費税の納税は、便利な口座振替をご利用ください。



2 確定申告会場

(1) とき

平成25年2月15日(金)～平成25年3月15日(金)(土・日は除きます。)

午前9時～午後5時(なお、申告書の作成には時間を要しますので、午後4時までにご来場ください。また、会場の混雑により、案内を早めに終了する場合がありますので、ご了承ください。)

※上記の期間、税務署では、申告書の作成指導は行いません。

(2) ところ

イオンモール鈴鹿2階「イオンホール」

※午前9時から10時までの確定申告会場入口は専門店街南入口(宝くじ売場横)のみとなりますので、ご注意ください。

3 所得税の確定申告が必要な人

(1) 給与所得がある人

次のいずれかに該当する人

イ 給与等の収入金額が2,000万円を超える人

ロ 給与等を1か所から受けていて、給与所得及び退職所得以外の各種所得の金額の合計額が20万円を超える人

ハ 給与等を2か所以上から受けていて、年末調整を受けていない給与の収入金額と、給与所得及び退職所得以外の各種所得の金額との合計額が20万円を超える人

ニ 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与等のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払を受けた人

(2) 公的年金等に係る雑所得のみの人

公的年金等に係る雑所得の金額(公的年金等控除額を差し引いた後の金額)から所得控除額を差し引くと残額がある人

なお、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告書を提出する必要がなくなりました。

※所得税の還付を受けるための申告書を提出することはできます。

※所得税の申告書を提出しないこととした場合であっても住民税の申告が必要な場合があります。特に生命保険料控除や地震保険料控除などの所得控除は、住民税の申告がないと適用されません。

(3) 個人で事業を営んでいる人や不動産収入のある人

(4) 不動産や株式などを譲渡した人

4 所得税の確定申告をすれば税金の還付が受けられる人（税金が納め過ぎになっている人）

- (1) 紹与所得のある人で、雑損控除、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除（年末調整で控除を受けている場合を除きます。）などを受けることができる人
- (2) 紹与所得のある人で年の中途中に退職し、その後就職をしなかったため年末調整を受けられなかった人
- (3) 予定納税をしたが、廃業などで確定申告の必要がなくなった人

5 申告の際に必要なもの

- 紹与所得や公的年金等の源泉徴収票（原本）
 - 私的年金等を受けている場合には支払金額が分かるもの
 - 医療費の領収書等（集計してお持ちください）
 - 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書
 - 生命保険料の控除証明書、地震保険料（（旧）長期損害保険料）の控除証明書
 - 寄附金の受領証
 - 配当等の支払通知書や特定口座年間取引報告書
 - 営業、農業及び不動産等の所得の青色決算書及び収支内訳書等
- ※各種必要書類をご持参ください。



6 贈与税の申告が必要な人

- (1) 110万円を超える贈与を受けた人
- (2) 次の特例の適用を受ける贈与を受けた人
 - イ 配偶者控除（控除額 2,000万円）
 - ロ 相続時精算課税（特別控除額 2,500万円）
 - ハ 住宅取得等資金の非課税（非課税限度額 1,000万円）



初めての人にも、
イータックス。

7 確定申告書等作成コーナーのご利用について

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、申告会場に出掛けることなくご自宅などで確定申告書が作成できます。ぜひ、ご利用ください。

- ① 画面の案内に従って、金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、個人事業者の消費税、贈与税の申告書や青色決算書などを作成でき、プリンターで印刷したものを申告書としてご利用いただけます。
- ② 作成した申告書データは、当コーナーから直接 e-Tax を利用して電子申告することができます。
詳しくは、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

8 問合せ先

鈴鹿税務署 個人課税部門 又は 資産課税部門 電話 059-382-0351（代表）

電話は自動音声案内により案内しています。

確定申告会場に関するお問い合わせは「2」、他の確定申告に関するお問い合わせは「0」を選択してください。

ダイレクト納付をご利用ください！

自宅から
オフィスから
税理士事務所から

簡単・便利な ダイレクト納付

簡単

インターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単な手続で利用可能！
インターネットバンキングの契約が不要！
金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません！

電子納税に電子証明書やICカードリーダライタは不要です。また、徴収高計算書の送信にも電子証明書は不要ですので、特に源泉所得税を納めている方におすすめです。

イータ君



便利

即時又は納付日を指定して納付することが可能！
税理士が納税者に代わって納付手続を行うことが可能！

国税庁

ダイレクト納付とは…



事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる電子納税の納付手段です。

ダイレクト納付を利用するには…

① ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある

利用可能金融機関は国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)でご確認ください。

② 利用者識別番号を取得する

e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください(即時発行されます)。

③ 「ダイレクト納付利用届出書」を提出する

「ダイレクト納付利用届出書」を書面で税務署に提出してください。

※国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)で作成できます。署名、押印の上、書面で提出してください。

※ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。

ダイレクト納付の利用方法は…

① e-Taxで電子申告等又は納付情報登録依頼を送信する

② メッセージボックスに格納される通知を確認し、「ダイレクト納付」を選択する

③ 「今すぐ納付される方」又は「納付日を指定して納付される方」を選択する

ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。

※「納付日を指定して納付」を選択した場合は、指定した日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。

「今すぐ納付される方」を選択

届出をした預貯金口座から振替が行われ、即時に納付が完了します。

「納付日を指定して納付される方」を選択

届出をした預貯金口座から指定した期日に振替が行われ、納付が完了します。

④ 納付状況を確認する

納付手続完了後、「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されます。



※ダイレクト納付を利用する場合は、メッセージボックスに情報が格納された段階でメールでお知らせができるよう、e-Taxへのメールアドレスのご登録を推奨します。メールアドレスは、e-Taxの利用者情報登録から登録できます。

ダイレクト納付Q&A

あなたの疑問にお答えします



Q1 ダイレクト納付利用届出書を提出した場合、どのくらいの期間で利用可能になるの？

A ダイレクト納付利用届出書を提出してから、ダイレクト納付が利用可能となるまでには1か月程度かかります。この間に納付すべき国税がある場合は、納付書を利用して、金融機関や税務署の窓口で納付するか、インターネットバンキング等のその他の電子納税を利用してください。

Q2 ダイレクト納付を利用する場合、手数料を別途支払う必要はあるの？

A ダイレクト納付は、窓口での納付と同様、納付のための手数料は必要ありません。

Q3 全ての国税がダイレクト納付できるの？

A e-Taxに納付情報データを登録(納付情報登録依頼)すれば、全税目で利用できるほか、延滞税や加算税も納付できます。納付情報データの登録方法については、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)でご確認ください。

Q4 期日指定納付によりダイレクト納付をした場合、預貯金口座からの国税の引き落としはいつ行われるの？

A 期日指定納付では、指定された期日の朝に引き落としが行われます。このため、納税資金は前日までに事前に届出をした預貯金口座に準備していただく必要があります。

Q5 納付が完了したかどうかの確認はどうするの？

A メッセージボックスに「ダイレクト納付完了通知」が格納されます。なお、残高不足等の理由によりダイレクト納付が完了しなかった場合も、「ダイレクト納付エラー通知」が格納されますので、必ずメッセージボックスから納付状況の確認をお願いします。

Q6 ダイレクト納付を利用した場合に、領収証書は発行されるの？

A ダイレクト納付を行った場合には、その他の電子納税を行った場合と同様、領収証書は発行されません。「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されます。

Q7 税理士が代理でダイレクト納付の手続を行った場合、税理士には納付完了の通知が送られるの？

A 税理士がダイレクト納付の手続を行った場合には、「ダイレクト納付完了通知」が税理士、納税者の双方のメッセージボックスに格納されます。また、ダイレクト納付が完了しなかった場合にも、双方のメッセージボックスにダイレクト納付が完了しなかった旨の「ダイレクト納付エラー通知」が格納されます。

Q8 ダイレクト納付利用届出書を提出した場合、納付書を利用して、金融機関や税務署の窓口で納付ができないくなるの？

A ダイレクト納付利用届出書を提出した場合も、納付書を利用して、引き続き納付することができます。
※ダイレクト納付利用届出書を提出いただいた場合、申告書等に納付書は同封されません。

その他の電子納税

ダイレクト納付のほか、ペイジーに対応した金融機関を利用すれば、インターネットバンキングやモバイルバンキング、又はATMを利用して電子納税ができます。インターネットバンキング等による電子納税が利用可能な金融機関(インターネットバンキング等の利用の可否)については、Webサイト「ペイジー(www.pay-easy.jp)」の「どこで使えるの?」でご確認ください。



1

インターネットバンキングで電子納税

金融機関とインターネットバンキングの契約をしておけば、金融機関のインターネットバンキングにログインし、インターネットバンキングの画面から納税することができます。



2

モバイルバンキングで電子納税

金融機関とモバイルバンキングの契約をしておけば、お持ちの携帯端末から金融機関のモバイルバンキングにログインし、モバイルバンキングの画面から納税することができます。



3

ATMで電子納税

インターネットを利用できる環境がなくても、金融機関のATMから納税することができます。

(注) ATMのご利用が可能な金融機関は、みずほ銀行 三菱東京UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行 埼玉りそな銀行 千葉銀行 横浜銀行 近畿大阪銀行 広島銀行 福岡銀行 親和銀行 東和銀行 京葉銀行 熊本ファミリー銀行 ゆうちょ銀行です。(平成24年2月末現在)

なお、これらの電子納税を利用する場合は、事前に「電子申告・納税等開始届出書」(e-Taxの開始届出書)を提出し、「利用者識別番号」を取得する必要があります。

また、これらの電子納税には「登録方式」と「入力方式」の2つの方式があります。

▶登録方式

e-Taxに納付情報データを登録(納付情報登録依頼)することにより、登録した納付情報に対応する納付区分番号を取得して、電子納税を行う方式です。

▶入力方式

e-Taxに納付情報データの登録は行わず、登録方式の場合の納付区分番号に相当する番号として、送付された納付書に記載のある番号又はご自身で作成する納付目的コードを使用して電子納税を行う方式です。

詳しくはe-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。

電子納税の利用可能時間▶下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。
e-Taxの利用可能時間▶月曜日～金曜日、午前8時30分～午後9時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます)です。

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。



e-Taxホームページ
www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)など、e-Taxに関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

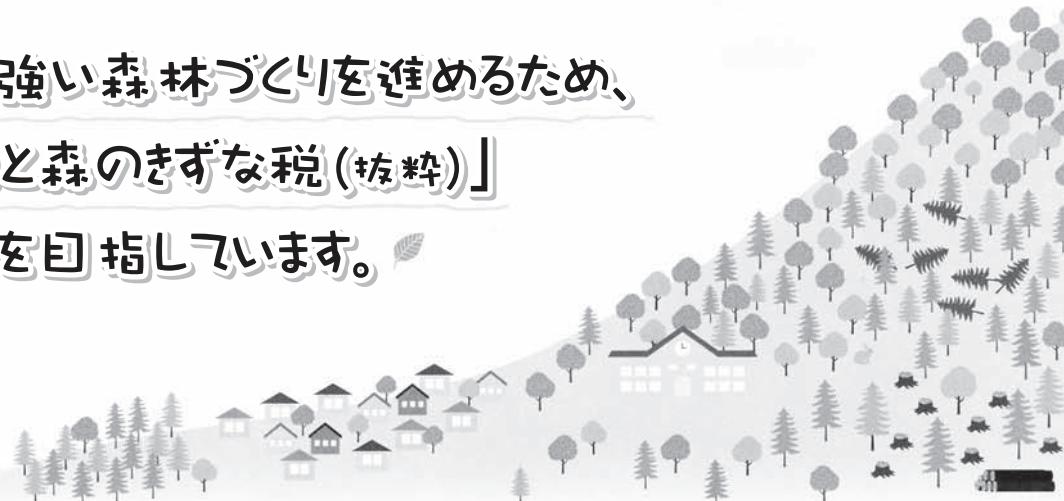
e-Taxの操作に関する質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」TEL.0570-01-5901でもご案内しています。
ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます)です。

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用紙へ
リサイクルできます。

県 稅

災害に強い森林づくりを進めるため、
 「みえ緑と森のきずな税(仮称)」
 の導入を目指しています。

三重県



なぜ、県民みんなで森林づくりを支える必要があるのでしょうか？

私たちは、木材等資源の供給のほか、土砂災害の防止、水源のかん養、地球温暖化防止、生物多様性の保全、保健・休養など、様々な森林の「恵み」を享受しています。生活に欠かせない「水」や「空気」の源は森林であり、私たちの日々の暮らしの安全・安心は森林によって支えられています。

ところが、長引く林業の低迷の中、手入れ不足の森林が増加し、身近に存在する里山についても、日々の暮らしとは疎遠なものとなってヤブ化した里山や放置竹林の拡大が目立つようになるなど、森林の持つ様々な機能が危機に瀕しています。さらに、都市化の進展や暮らしの変化に伴い、人と森林や木材との絆が弱まっています。

このような中、平成23年9月に発生した紀伊半島大水害では、山崩れに伴って発生した土砂や流木によって下流域まで巻き込むような大きな被害がもたらされました。

本県における最近10年間の時間雨量80mm以上の「猛烈な雨」の発生回数は30年前と比べて3.5倍に増加しています。このような集中豪雨の頻発や台風の大型化が顕著になる状況と、荒廃森林の増加などを考え合わせた時に、県民の皆さんの生命・財産を守るために、土砂や流木の発生を抑制する「災害に強い森林」を新たに、重点的かつ緊急に実施する必要が生じています。

また、森林の恩恵は全ての県民が受けており、災害に強い森林づくりを将来にわたって引き継いでいくためには、森林づくりを県民全体で支える社会づくりも必要です。そのためには、森林を大切に思い育む人づくり、森林づくりを支えるための木づかい、森・川・海・まちのつながりを生かした環境づくりを並行して進める必要があります。

森林所有者や山村地域だけで森林を適正に管理することが困難な状況の中、地域社会全体で森林づくりを支える新たな仕組みが必要となっています。そのために必要な費用を、県民の皆さんに幅広く負担していただくため、県では、平成26年4月の導入を目指して「みえ緑と森のきずな税(仮称)」の創設を検討しています。



手入れ（間伐）不足の人工林



旧宮川村の被害（平成16年）



人家に迫る竹ヤブ



紀伊半島大水害の被害



海岸を埋め尽くす大量の漂着流木等

お問い合わせ先

税の使いみちに関すること 三重県農林水産部みどり共生推進課 TEL 059-224-2513 FAX 059-224-2070
 税のしくみに関すること 三重県総務部税務・債権管理課 TEL 059-224-2127 FAX 059-224-4321

いただいた税は このように使います



新しい税のしくみはこう考えています

「みえ緑と森のきずな税(仮称)」の趣旨
● 森林の恩恵は全ての県民が受けている。
● 地域社会全体で森林づくりを支える新しいしくみをつくる必要がある。
● その費用は、県民の皆さんに幅広く負担していただく。

性格が一致

県民税均等割の性格
● 地域社会の会費的なもの
● 個人も法人も地域の構成員として幅広く負担を求める。

県民税均等割に上乗せして課税する
「県民税均等割の超過課税方式」を採用

課税方式
県民税均等割に上乗せする方法

納める人
県民税均等割を納めている方

税率

個人 年額1千円
(現行の均等割1千円に1千円を上乗せ)

見直し期間
5年間

法人 年額2千円~8万円
(現行の均等割の10%相当額を上乗せ)

個人のモデルケース

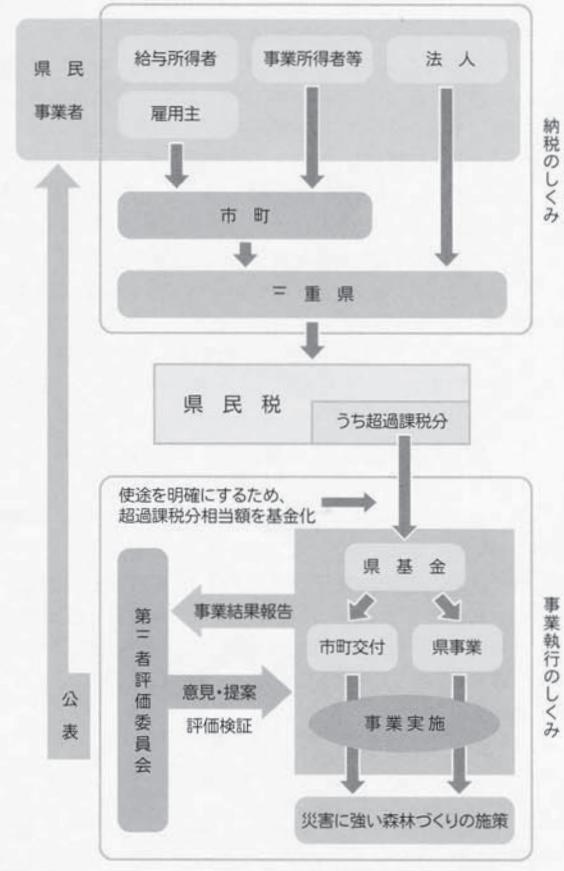
夫婦+子供 2人の場合

夫の給与収入金額 600万円(年額)	夫	1,000円
妻の給与収入金額 200万円(年額)	妻	1,000円
子供 2人は収入なし	子供 2人	非課税

夫婦の場合

夫の年金収入金額 250万円(年額)	夫	1,000円
妻の年金収入金額 90万円(年額)	妻	非課税

新しい税のしくみ (イメージ)



市 稅

**個人住民税は、所得税と同じく
事業主による徴収が必要です。**

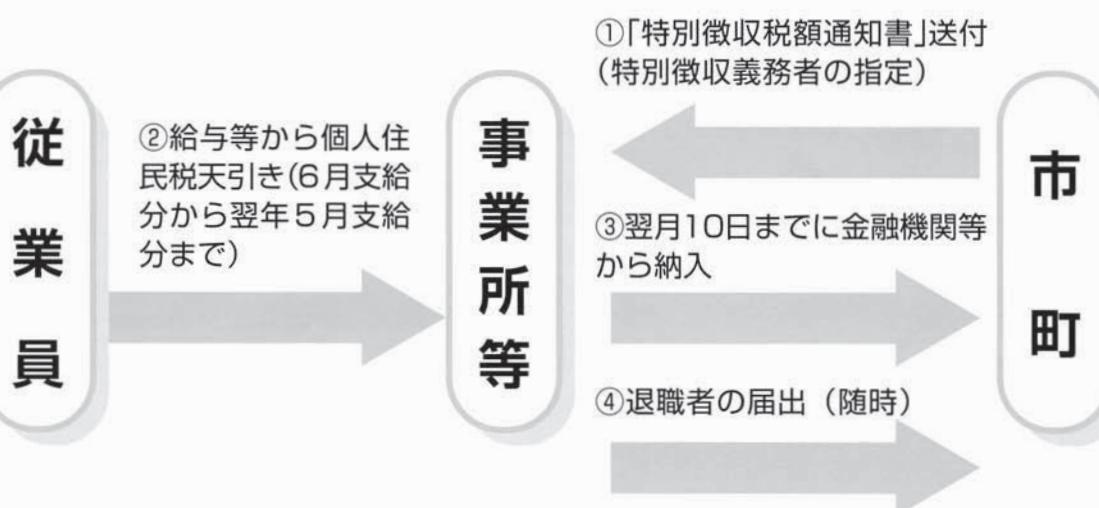
事業主の皆さんへ

事業所等に勤務されている方の個人住民税（市町民税+県民税）は、所得税と同様に、原則として、事業主の皆さんに徴収をしていただいた上で、課税した市町に納入していただくことが必要です。

※このような納入の仕組みを「特別徴収」といいます。

三重県と県内市町では、平成26年度から、法定要件に該当する事業主の皆さんに個人住民税の特別徴収を実施していただくための準備を進めています。ご理解とご協力をお願いいたします。

個人住民税の特別徴収制度の概要



Q1

どのような場合に特別徴収をするのですか？ 法定要件とは？

A1

- ①所得税の源泉徴収を行う事業主は、個人住民税の特別徴収も行っていただく必要があります。(地方税法第321条の4)
- ②従業員が、前年中に給与の支払いを受けた者であり、かつ、当年度の初日(4月1日)において給与の支払いを受けている場合は、原則として、事業主が従業員の個人住民税を徴収して、課税した市町に納入していただくことになります(パート、アルバイト、非常勤職員等でも、この要件に該当する場合は、特別徴収の対象となります)。

Q2

特別徴収のメリットは何ですか？

A2

- ①納税者本人が年税額を原則年4回で支払う『普通徴収』と比べて、『特別徴収』は12回払いとなるため、従業員の皆さまは1回あたりの納税額が少なくなるとともに、納期限を気にしなくてもいいので、納めやすくなります。
- ②所得税は毎月の給与から徴収額を計算しなければなりませんが、個人住民税は予め毎月の徴収額が決まっているため、事業主にとっては、計算の煩わしさがありません。

**三重県総務部税収確保課
三重県地域連携部市町行財政課
三重県内各市町個人住民税担当課**

※このチラシは、既に特別徴収を行っている事業所にも送付させていただいております。

平成25年1月10日現在

新入会員紹介

ご入会ありがとうございました。

支部名	法人名	住 所	代表者	紹介者
神戸支部	(有)加藤住建	鈴鹿市西条2-19-8	加藤 深志	ハヤシ住宅(株)
	三重エスクロー(株)	〃 神戸1-22-35	水谷 友夫	ハヤシ住宅(株)
	(有)太田工業	〃 西条1-21-21	太田 全彦	(株)宮崎商店
	安立(株)	〃 安塚町1377-54	山口 敦	ハヤシ住宅(株)
	鈴鹿間税会	〃 西条6-108	藤井 啓助	(株)いんだ
東部支部	(株)ベスパ	〃 西条1-1-6	脇本 修	(有)ベルテック
	大陽日酸エネルギー中部(株)三重支店	鈴鹿市一ノ宮町字屋佐繩1159	石川 雅一	(株)宮崎商店
	(有)杉野精工	〃 北長太町1839	杉野 文雄	杉野工業(株)
	(株)シーエンシー	〃 林崎2-824-1	松野 新也	(株)シーエンシー※
玉垣支部	(株)三重サービスショップ	鈴鹿市安塚町1350-208	森下 利治	(株)ヨシザワ
	(有)トーヨーテクノ	〃 肥田町192	橋本 文雄	(株)ヨシザワ
	建築総合サービスHATANO	〃 南玉垣町6500	波多野勝彦	(株)ヨシザワ
	(株)イトウ 黒ひげ珈琲店	〃 末広北1-1	伊藤 克敏	(株)ヨシザワ
白子支部	(株)トータルサポート中部	鈴鹿市白子4-15-20ヒオキビル2F	角田 正浩	(株)ヒオキ
	(有)フェイス	〃 東磯山2-14-8	瀧 典生	大同生命保険(株)
	(株)ナック	〃 鈴鹿ハイツ1-25	小岩賢太郎	(株)長谷川建装
平田支部	伊勢の森工務店(株)	鈴鹿市国府町4032-1	佐々木良司	伊勢の森工務店(株)※
	(株)UCHIDA	〃 国府町3277	打田 啓二	(株)みずほ運輸
	(株)佐藤商店	〃 大池3-10-10	佐藤 昇	(有)ベルテック
	(株)オンディアジャパン	〃 三日市南1-5-7	関 敏也	(株)ホンダ四輪販売三重北・クラ自販(株)
	(株)ミタニ	〃 道伯町2147-71	三谷 知明	(株)ホンダ四輪販売三重北・クラ自販(株)
西部支部	(株)プラスフード	鈴鹿市上田町934-6	塙川 博之	北信鈴鹿支店
鈴峰支部	三恭リース(株)	鈴鹿市椿一宮町1559-25	山本 忠彦	三恭リース(株)※
	(株)高伸サービス	〃 長沢町1572-1	高城 伸二	(有)北川木材工業・大同生命保険(株)
	(株)トライフル	〃 西庄内町1505	平田 誠吾	(株)みずほ運輸
亀山支部	(株)ITO	亀山市菅内町892	伊藤 正巳	(有)大和屋呉服店
	トップスタッフ(有)	〃 閔町久我462-2	豊田 哲章	田島シルク(株)
	(株)亀八	〃 布氣町1799	村主 勝治	(株)服部工務店
	(有)堤住機プラントサービス	〃 三寺町1775-2	堤 弥	(有)葛西商事
	(株)プラザチェーン	亀山市東御幸町66-1	櫻井 八郎	(有)小菅金物

※は本人より入会になります。

女性部新入会員紹介

ご入会ありがとうございました。

支部名	法人名	住 所	会員名	紹介者
玉垣 支部	(株)アシビ	鈴鹿市東玉垣町2609-4	田中 孝子	吉澤 時子
	(株)ケーブルネット鈴鹿	〃 岸岡町1930	鎌井佐千子	向井なよ子
白子 支部	清水清三郎商店(株)	鈴鹿市若松東3-9-33	清水 雅恵	竹口 正子
	(有)竹口新聞	〃 稲生4-19-6	竹口 末倫	竹口 正子
平田 支部	(株)鈴鹿メディアパーク	鈴鹿市住吉町8947	松岡 美佳	向井なよ子
西部 支部	(株)ジェイワントラベル	鈴鹿市岡田3-3-1	矢田 美紀	日置 尚代
亀山 支部	(株)すばる交通	亀山市和田町1600	福岡美知子	小菅 まみ
	(株)プラザチェーン	〃 東御幸町66-1	松井はる子	小菅 まみ
	丸五木材(有)	〃 閔町新所722-1	近藤 裕子	小菅 まみ

青年部新入会員紹介

ご入会ありがとうございました。

	法人名	住 所	会員名	紹介者
1	(有)中日本電気	鈴鹿市岸岡町字打越3539	儀賀 亮	安田建設(株)

『表紙(写真)』募集

法人会では、法人会報の表紙を皆様から応募していただいたカラー写真等を採用することといたしました。

つきましては、下記要項にて実施しますので、是非、応募下さいますようお願いします。

(募集要項)

- 1、題 材 鈴鹿市・亀山市に関する写真等
- 2、提出期限 1月発行分…11月末日、8月発行分…6月末日まで
あなたの一枚ショットをご応募下さい。
写真データ メールOK (E-mail:hojinkai@mecha.ne.jp)
- 3、提 出 先 〒513-0802 鈴鹿市飯野寺家町816 商工会議所3階
社団法人 鈴鹿法人会 TEL 059-383-7561
- 4、審 査 (社) 鈴鹿法人会役員が審査します。
- 5、賞 品 採用させていただいた作品には5,000円相当の謝礼を差し上げます。



あなたの街の 税理士会 お気軽にご相談ください

東海税理士会 鈴鹿支部所属 税理士名簿

税理士名	事務所所在地	電話番号	税理士名	事務所所在地	電話番号
村田 之男	亀山市関町新所1258	(059) 96-0363	前田 茂也	鈴鹿市若松北1-33-25 税理士法人三重中央鈴鹿事務所	(059) 395-3521
倉田 瞳郎	鈴鹿市北玉垣町細田1660-1	(059) 382-3290	松井 文夫	鈴鹿市国分町436-4	(059) 374-1562
越山 直昭	鈴鹿市岸岡町2809-15	(059) 368-3868	坂東 秀次	鈴鹿市矢橋2-17-1	(059) 383-2200
渡邊 一吉	亀山市和田町1606 樋口文税理士事務所	(059) 82-1677	清瀬 明久	鈴鹿市北江島町12-5	(059) 386-1537
坂東 久生	鈴鹿市矢橋2-17-1 坂東秀次税理士事務所	(059) 383-2200	川口 克己	鈴鹿市木田町2029	(059) 374-0980
永田 博	鈴鹿市西条3-11-6 永田充税理士事務所	(059) 383-0845	豊田 高明	亀山市北鹿島町12-17	(059) 82-2589
吉田 正彦	亀山市野村2-7-15 税理士法人三重中央亀山事務所	(059) 82-0522	永田 千佳	鈴鹿市西条3-11-6 永田充税理士事務所	(059) 383-0845
判治 昭雄	鈴鹿市白子4-13-24 クレド税理士法人	(059) 387-1549	判治 康文	鈴鹿市白子4-13-24 クレド税理士法人	(059) 387-1549
川北 壽朗	鈴鹿市桜島町7-4-10 税理士法人エーワン	(059) 388-3481	松田 次郎	鈴鹿市西条5-91-1	(059) 382-4414
南条 吉雄	鈴鹿市西条5-103-2	(059) 382-8844	山口 裕義	鈴鹿市須賀2-2-22	(059) 382-3449
岸 正三	鈴鹿市五祝町2245	(059) 387-2474	谷田 義弘	鈴鹿市神戸3-23-37 東海造園土木ビル3階 村木貞夫税理士事務所	(059) 382-1139
鈴木 隆一	鈴鹿市西玉垣町字市場1500-1	(059) 384-2350	河北 晃史	鈴鹿市長太旭町1-6-32	(059) 395-2525
佐古田宣章	鈴鹿市西条7-81	(059) 383-6235	奥村 周平	鈴鹿市西条3-14-20 税理士法人堺城総合経営事務所三重事務所	(059) 381-0225
川喜田年子	鈴鹿市白子駅前19-18	(059) 386-1157	福島 郁夫	亀山市関町沓掛84-2	(059) 96-2055
菅原 武	鈴鹿市西条5-40-1	(059) 382-5055	南条 哲	鈴鹿市西条5-103-2 南条吉雄税理士事務所	(059) 382-8844
永井 春夫	鈴鹿市南江島町23-10	(059) 387-5150	松永 光司	鈴鹿市稻生塩屋2-2-3 税理士法人松永会計事務所	(059) 386-9855
浦島 邦夫	鈴鹿市住吉4-22-15	(059) 370-4132	南条七三子	鈴鹿市西条5-103-2 南条吉雄税理士事務所	(059) 382-8844
村木 貞夫	鈴鹿市神戸3-23-37 東海造園土木ビル3階	(059) 382-1139	宮野 務	亀山市関町木崎1649	(059) 96-0710
南部 博	鈴鹿市寺家6-16-32	(059) 387-2115	高井 興	鈴鹿市須賀1-20-15 税理士法人 タカイ会計	(059) 383-3355
近藤 潔	鈴鹿市庄野共進2-2-1	(059) 378-9241	境 優子	鈴鹿市須賀1-20-15 税理士法人 タカイ会計	(059) 383-3355
麻生 健治	鈴鹿市算所5-24-22	(059) 378-4343	瀬古 武史	鈴鹿市神戸1-19-25 北栄ビル201	(059) 373-5675
三井 勇	鈴鹿市東旭が丘3-1-53	(059) 386-4433	片山 智雄	鈴鹿市御蘭町2876	(059) 372-3717
飯塚 香織	鈴鹿市西条5-91-1	(059) 382-4414	懸野 賢司	鈴鹿市庄野共進2-2-1 近藤潔税理士事務所	(059) 378-9241
伊藤 徳善	鈴鹿市野町西3-11-1	(059) 368-2200	川村 正樹	鈴鹿市飯野寺家町824 万能ビル2階	(059) 367-7722
前野 弘	鈴鹿市国分町435	(059) 374-3921	畔地 謙一	鈴鹿市岸岡町2707-35	(059) 387-6318
小林 博之	鈴鹿市江島町3508	(059) 373-4595	藤本 猛	鈴鹿市国府町3845-1	(059) 378-3670
松永紀美子	鈴鹿市稻生塩屋2-2-3 税理士法人松永会計事務所	(059) 386-9855	渡部 満	亀山市本町1-3-22	(059) 83-4436
中村 秋	鈴鹿市寺家町1249-1	(059) 386-9838	小河 昇	鈴鹿市加佐登3-5-18	(059) 379-1707
向井 啓吾	鈴鹿市東磯山3-16-25	(059) 387-4235	岡田 清信	鈴鹿市加佐登4-5-26	(059) 379-1706
宮崎 文郎	鈴鹿市須賀3-1-30	(059) 382-0005	濱口 治生	亀山市関町新所東町南1151-2	(059) 96-1723
吉川 勝	鈴鹿市岸岡町2861-3	(059) 388-4588	松永 康男	鈴鹿市稻生塩屋2-2-3 税理士法人松永会計事務所	(059) 386-9855
山口 行男	鈴鹿市須賀1-20-15	(059) 383-3355	前田 匠範	鈴鹿市桜島町7-4-10 税理士法人エーワン	(059) 388-3481
今村 俊郎	亀山市関が丘521-624	(059) 96-3205	河村 直	鈴鹿市桜島町7-4-10 税理士法人エーワン	(059) 388-3481
高井 稔	鈴鹿市野町東2-2-13	(059) 380-1122	樋口 文	亀山市和田町1606	(059) 82-1677
永田 充	鈴鹿市西条3-11-6	(059) 383-0845	山下 淳一	鈴鹿市北堀江2-9-10	(059) 385-4955
藤田 新二	鈴鹿市高塚町1133-10	(059) 367-3888	中根 正俊	亀山市天神2-7-21	(059) 82-2803
田中 英二	鈴鹿市白子町2929-4 しばたビル2階	(059) 388-3977			

税理士紹介制度

顧問税理士を頼みたいが、どうすればいいかお悩みの方には、税理士の紹介斡旋もいたします。事務局までご連絡ください。

東海税理士会鈴鹿支部 鈴鹿商工会議所3階 TEL:059-382-7715
<http://www.mecha.ne.jp/~suzuzei/>

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

所得税の確定申告期間中はe-Taxが**24時間利用**※できるので、国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用して申告書を作成すれば、時間を選ばず自宅で手続きが行えます。

※メンテナンス時間を除きます。



納税にはダイレクト納税が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税の申告をするとこんなメリットが!

最高3,000円の税額控除

添付書類の提出省略 還付がスピーディ

3年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会 法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。 さらに詳しくはWEBへ [イータックス](#) 検索

会社の組織・社名・代表者・所在地等の変更があったときは!!

社名等の変更があったときは、お手数ですが下記の「変更届」の様式で事務局までご連絡ください。会報に記載するとともに、名簿等を訂正させていただきます。

変 更 届

平成 年 月 日

変更項目	組 織 社 名	代表者	所在地	資本金	TEL・FAX
------	---------	-----	-----	-----	---------

変更前

変更後
(変更日)

法 人 名
(代表者名)

(社)鈴鹿法人会 事務局 FAX 059-383-8445

年末のあわただしさの中で、混迷を極めた政局も、年が改まり、第53号が御手許に届くころには、いづれかに舵取りが確定しているかと思います。

さて、鈴鹿法人会も公益法人化に向けて最終段階に入ってきました。広報の関係では、会報の名前を改めるために、皆さんに応募していただくことになりました。新公益法人にふさわしい会報名をよろしくお願ひいたします。

広報委員長 川喜田 彰

Doctor of Doctors Network

ドクターオブドクターズネットワーク

法人会の経営者大型総合保障制度ご加入者サービス

セカンドオピニオンサービス

メディカルコンサルテーション

現在治療中の病気や症状に関する「セカンドオピニオン」やお客様の病気や症状にあわせた「優秀専門医※1紹介」のため、医大の名誉教授クラスの専門医（総合相談医※2）と相談することです。

セカンドオピニオンの提供

より良い医療を選択するために、主治医以外の医師に現在の診断に対する見解や今後の治療方針、方法について意見を聞くことです。

優秀専門医の紹介

総合相談医の判断により、お客様の病症状やニーズに合わせて、総合相談医から推薦・選考された高いレベルの専門性を有する専門医を紹介します。また、セカンドオピニオンの提供において、より高度な専門性が求められる場合、専門医を紹介します。

受付時間：平日10:00～16:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

健康ダイヤル24

24時間 年中無休

- 健康相談
- 医療相談
- 介護相談
- 育児相談
- メンタルヘルスの相談
- 医療機関情報提供

※1 優秀専門医とは、43の専門分野においてティーベック株式会社ドクターオブドクターズ評議員全員一致で選考された専門医のことをいいます。
※2 ティーベック株式会社の用語定義となります。

- 当サービスは、法人会の経営者大型総合保障制度および（集定・集団扱特約適用の）個人保障プランの被保険者さま（保険の対象となる方）をご利用対象とさせていただいています。※契約者さまはご利用いただけません。
 - 当サービスは、大同生命保険株式会社とAIU保険会社の提携により、ティーベック株式会社が提供するサービスです。
 - 当サービスの内容は平成24年3月現在のものであり、今後予告なく中止または内容を変更する場合があります。あらかじめご了承ください。
 - その他、地域や内容によりご要望に添えない場合がございますので、電話によるご相談の際、ティーベック社専門スタッフにご確認ください。
- この広告には、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

Daido 大同生命

三重支社 四日市営業所/四日市市安島1-2-27
(ジェックSビル7F A号) TEL 059-352-2046

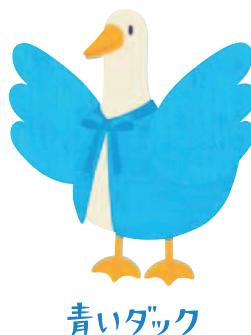
AIU
CHARIS

AIU保険会社
津支店/三重県津市丸之内養正町4-1 (森永三重ビル3F)
TEL 059-229-1581
受付時間：午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

A-000239 2013-03

おかげさまで、法人会がん保険制度は
今年30周年を迎えます。
法人会の福利厚生制度の普及を通じ、
会員企業とそのご家族の皆さんに
安心をお届けしてまいります。

生きるための
がん保険 Days



もっと頼れる医療保険
新EVER



30th
法人会がん保険制度

新年の祝詞を
謹んで
申し上げます

アフラックは、「がん保険」も「医療保険」も
選ばれて契約件数NO.1

※平成23年版「インシュアランス生命保険統計号」より

■引受保険会社（お問い合わせ先）

Aflac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

三重支社

〒510-0074 三重県四日市市鵜の森1-3-23 ナカジマビル6F
法人会フリーダイヤル **0120-876-505**
受付時間／9:00～17:00(土日祝日除く)